

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2019-206720(P2019-206720A)

【公開日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-049

【出願番号】特願2019-155919(P2019-155919)

【国際特許分類】

C 08 L 71/02 (2006.01)

C 08 L 43/00 (2006.01)

C 08 G 65/336 (2006.01)

C 08 F 8/42 (2006.01)

C 09 K 3/10 (2006.01)

【F I】

C 08 L 71/02

C 08 L 43/00

C 08 G 65/336

C 08 F 8/42

C 09 K 3/10 E

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月2日(2021.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主鎖末端における末端基が、下式1で表される反応性ケイ素基、活性水素含有基又は不飽和基のいずれかであり、1分子中に含まれる活性水素含有基の数は、平均して0.3個以下であり、1つの主鎖末端に平均して1.0個より多くの前記反応性ケイ素基を有し、前記末端基の合計に対する前記反応性ケイ素基の数の割合で表されるシリル化率が50モル%超、97モル%以下であるオキシアルキレン重合体と、主鎖末端に下式1で表される反応性ケイ素基を有し、数平均分子量が15,000~80,000であり、分子量分布が1.8以下である(メタ)アクリル酸エステル重合体を含む硬化性組成物。

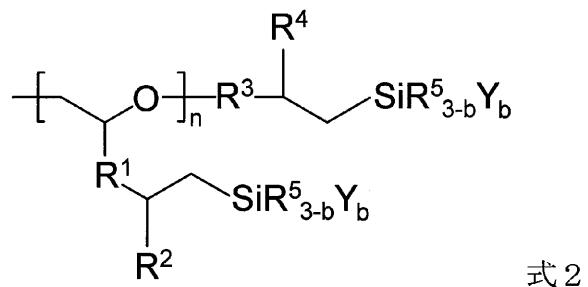
- Si X_a R_{3-a} 式1

[式中、Rは炭素数1~20の1価の有機基であって、加水分解性基以外の有機基を示し、Xは水酸基又は加水分解性基を示す。aは1~3の整数である。aが1の場合、Rは互いに同一でも異なってもよい。aが2以上の場合、Xは互いに同一でも異なってもよい。]

【請求項2】

前記オキシアルキレン重合体は、少なくとも1つの主鎖末端が下式2で表される原子団である、請求項1に記載の硬化性組成物。

【化1】



(式中、R¹、R³はそれぞれ独立に2価の炭素数1～6の結合基を示し、結合基中の炭素原子に結合している原子は、炭素原子、水素原子、酸素原子、窒素原子、又は硫黄原子である。R²、R⁴はそれぞれ独立に水素原子又は炭素数1～10の炭化水素基を示す。nは1から10の整数を示す。R⁵はそれぞれ独立に、炭素数1～20の1価の有機基であって、加水分解性基以外の有機基を示し、Yはそれぞれ独立に水酸基又は加水分解性基を示す。bは1～3の整数である。R⁵が複数存在する場合、R⁵は互いに同一でも異なってもよい。Yが複数存在する場合、Yは互いに同一でも異なってもよい。)

【請求項3】

前記オキシアルキレン重合体が、1分子中に主鎖末端を2個有し、各主鎖末端に前記末端基を2個有する、請求項1又は2に記載の硬化性組成物。

【請求項4】

前記式1で表される反応性ケイ素基、活性水素含有基又は不飽和基のいずれかである末端基を1つの主鎖末端に1個有し、かつ1つの主鎖末端に平均して反応性ケイ素基を0.5個超1.0個以下有するオキシアルキレン重合体をさらに含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の硬化性組成物。

【請求項5】

1つの主鎖末端における末端基が、不活性な1価の有機基であり、1つの主鎖末端に平均して前記式1で表される反応性ケイ素基を0個超0.5個以下有するオキシアルキレン重合体をさらに含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の硬化性組成物。

【請求項6】

シーリング材用途である、請求項1～5のいずれか一項に記載の硬化性組成物。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか一項に記載の硬化性組成物の硬化物。